

災害時等要援護者名簿の登録について

～高齢者や障害者の方などを平常時から見守り災害から守る～

【令和8年改訂版】

市では、災害時の避難誘導や安否確認等の支援及び平常時における見守り活動を迅速かつ円滑に行うため、災害時等要援護者名簿の登録を推進しております。

この名簿は、災害時に自力で避難ができず、周りの方の支援を必要とする高齢者や障害者の方などを対象に作成し、下記関係機関に情報提供し、災害時の避難誘導や安否確認、平常時における見守り活動に役立てます。

登録できる方（要援護者）

深谷市内に居住する方で、下記1)～6)に該当する方

- 1) 一人暮らしの65歳以上の方
- 2) 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- 3) 介護保険で要介護4・5の認定を受けている方
- 4) 身体障害者手帳1・2級の方
- 5) 療育手帳(A)・Aの方
- 6) その他（65歳以上の日中独居で自力で避難することが困難な方）

※施設入所や長期入院されている方は、施設等での援護が受けられる為、登録はできません。

登録後に、施設入所や長期入院された場合は、市で登録取消させていただきます。退所、退院された場合は再度登録が必要となります。

情報提供する関係機関

- 1) 自治会（支援活動に協力する地域住民、自主防災組織および老人クラブ等の関係団体を含む。）
- 2) 民生委員・児童委員
- 3) 深谷警察署
- 4) 寄居警察署
- 5) 地域包括支援センター
- 6) 深谷市社会福祉協議会
- 7) 深谷市消防本部
- 8) 深谷市消防団
- 9) 深谷市関係部署



登録までの流れ

- ① 登録を希望される方は、市役所（福祉政策課）又はお住まいの地域の担当民生委員さんにご相談ください。

※担当の民生委員が分からない場合は、市役所（福祉政策課
☎048-568-5041）までお問い合わせください。



- ② 1) 別添記入例を参考に、登録届出書兼同意書に必要事項を記入してください。

※1番下の承諾事項をよく読んでいただき、同意者氏名欄に署名してください。

※親族及び担当民生委員が、代理署名する場合は、代理署名された方のお名前と、登録者との関係を明記してください。

届出書兼同意書項目中、「緊急時の対応・ご近所の方で避難を援助してくれる方」の欄は、避難援助者を探して記入してください。

※次ページの「ご近所の方で避難を援助してくれる方とは」を読んで
もらい、了解してくれた人の氏名等を記入してください。

※最低1名は、記入してください。



- ③ 担当民生委員へ提出してください。



- ④ 担当民生委員から市役所へ提出されます。



- ⑤ 市役所にて名簿登録されます。



- ⑥ 登録された情報については、1ページに記載してあります「情報提供する
関係機関」へ提供し、災害時に備え、平常時からの見守り活動に役立てます。

ご近所の方で避難を援助してくれる方とは

大規模災害が起きたときは「災害時等要援護者名簿の登録」の有無にかかわらず、被災者の救助や避難誘導が優先されます。

また、民生委員も、それぞれの受け持つ区域が広いため、災害時に一人ひとりを支援することはできません。

そこで、災害時等要援護者名簿に登録される方は、ご近所の方で避難を援助してくれる方（避難援助者）が必要になります。

避難援助者の方には、いざという時に頼りになり、助け合っていくことのできる近所の方が適しています。

避難援助者の方には、要援護者への日頃の声かけや、いざという時の安否確認や避難支援をお願いするものです。

ただし、避難援助者の方にお願いすることは、できる範囲での支援であり、責任を問われるものではありません。

【届出書の提出・問合せ先】

深谷市役所 福祉政策課 ☎ 048-568-5041